

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				令和	3	年度
事業番号	137		事業名	人権啓発センター運営費		
担当課	中央人権啓発センター		担当係	人権啓発係	担当者	前根・井上
総合計画に最も関連ある施策	施策	1	住民が主役のまちづくり		連絡先	0858-84-3496
	施策体系	2	人権尊重のまちづくり		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規
	主な事業	人権教育の推進 人権啓発センター運営				<input checked="" type="checkbox"/> 継続
予算区分	款	3	民生費		事業実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 八頭町
	項	1	社会福祉費			<input type="checkbox"/> その他
	目	2	人権啓発センター費		計画期間	開始
	事業	137	人権啓発センター運営費			終了

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 八頭町民		
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 人権問題に対する正しい理解と認識を高め、一人ひとりの個性と人権を大切にす意識の高揚と福祉の向上を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図る。		
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 人権啓発事業としては、指導者養成のための研修会の開催。広報や啓発パンフレットを利用して人権意識の高揚を図る。併せて人権にかかわる相談を継続して行う。		
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 差別解消を実践出来る人材を養成するために人権問題講演会を開催する。各地域で解放文化祭等を開催する。中央人権啓発センターを中心として、郡家・船岡各センターと連携して人権尊重社会を実現していく取組を進める。		
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 部落差別をはじめとするあらゆる差別が解消され、人が人として大切にされる人権尊重意識が町民に行きわたる。また、町民自らが主体的に人権問題にかかわる意識を高める。		
根拠法令等	4	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし	法令等名→ 隣保館設置運営要綱、社会福祉法第2条第3項

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし	
	A	回数	解放文化祭	
	B	回数	人権問題講演会	
	C	件	人権等の生活相談	
	D			
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし	
	A	人	解放文化祭	
	B	人	人権問題講演会	
	C	件	人権等の生活相談	
	D			

4 コスト

区分		単位	H30年度	R1年度	R2年度		R3年度		R4年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	回数	3	3	3	1	3	2	3
	B	回数	1	1	1	0	1	0	1
	C	件	222	430	550	320	550	322	550
	D								
成果指標	A	人	2,135	1,469	2,000	374	2,000	655	2,000
	B	人	118	51	90	0	90	0	90
	C	件	222	430	550	320	550	322	550
	D								
トータルコスト		千円	23,997	24,410	26,142	23,389	28,135	25,291	27,877
担当職員数		人	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
職員人件費		千円	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
事業費		千円	14,397	14,810	16,542	13,789	18,535	15,691	18,277
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円	29	74	12	62	12	86	12
一般財源(単町費)		千円	4,368	4,736	6,530	3,727	8,523	5,605	8,265

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

令和 3 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)	<ul style="list-style-type: none"> ・解放文化祭では、コロナ禍での開催となり、感染対策を徹底のうえ、地域住民・各種団体等と連携し協議しながらできる範囲内で開催した。 ・人権問題講演会では、八東解放文化祭が中止となったため、開催することができなかった。 ・相談業務では、家庭訪問に加え、地域に向く事業に生活相談員も同行し、参加者が気軽に相談できる場を提供した。
	成果(具体的に)	<ul style="list-style-type: none"> ・八東解放文化祭は中止、郡家・船岡地域は規模を縮小し作品展示のみの実施となったが、町内外から延べ655人が来館し、様々な人権問題やセンター事業について理解していただける場を提供することができた。人権問題講演会は、新型コロナ拡大防止のため実施できなかった。相談業務は、地域に向くよう努め、可能な限り地域住民の相談に対応し、延べ322件の相談対応を行った。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題の解消により、町全体の福祉の向上や人権が尊重される町づくりの実現に繋がるため、必要性が高い事業である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	<ul style="list-style-type: none"> ・八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例第2条に規定のとおり、差別解消のために必要な施策を積極的に推進することが町の責務とあり、町が実施することが妥当である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な修繕や施設周辺環境整備は職員で行っており、維持管理コストの削減となっている。 また、隣保館事業として鳥取県から3/4補助を受けて事業を行っている。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法下で差別が存在している現状の改善は喫緊の課題であるため、緊急性が高い事業である。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	7	20	①成果が上がっている	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス拡大防止のため、多くの事業を縮小・中止せざるを得なくなったため、活動回数・件数が減少したが、活動内容を縮小しつつも事業を続けたことで、福祉の向上は図れたと考えている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	
合計	80			

7 町の方向性・方針

事業の方向性	問題点及び今後の課題・方向性
1 拡充する	<p>(事業活動に当たり、一番の問題点として捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近なコミュニティセンターとして地域住民や周辺住民の福祉の向上のためにさらに寄り添った活動を行っていかねばならないが、現状は、参加者の固定化、高齢化による減少が課題となっている。 <p>(上記問題点を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関や地元団体等と連携を図りながら事業を進める。 ・地域住民に寄り添い、ニーズに合った事業を取り入れて参加者の増加を目指す。
2 改善・効率化し継続	
3 現状維持	
4 見直しの上縮小する	
5 終期設定し終了	
6 廃止	